



議案第四十五号

西小鹿地区ほ場整備事業（農村地域農業構造改善事業）

計画についての議決の一部変更について

次のとおり西小鹿地区ほ場整備事業（農村地域農業構造改善事業）計画についての議決（昭和五十七年十二月十八日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十八年五月二十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾八年五月廿五日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三 工事の概要中「区画整理十七・三ヘクタール」を「区画整理十七・一ヘクタール」に改める。

四 事業費を次のように改める。

四 事業費	区画整理	一四四、四六五、〇〇〇円
	暗渠排水	四、三八五、〇〇〇円
合 計		一四八、八五〇、〇〇〇円

六 工事の時期中「二箇年間」を「三箇年間」に改める。